公益財団法人佐世保市学校給食会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人佐世保市学校給食会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長崎県佐世保市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、佐世保市立学校の教育活動の一環として実施される学校給食の円滑な 実施のため、学校給食の物資の安定供給事業及び学校給食を通じた食育の推進を行い、児 童生徒の心身の健全な発達に寄与し、学校給食の充実発展を図ることを目的とする。

(公益目的事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 学校給食に要する物資の調達及び供給に関する事業
 - (2) 学校給食の食育の推進に関する事業
 - (3) 学校給食用物資の安全確保及び衛生管理に関する事業
 - (4) その他、公益目的を達成するために必要な事業
 - 2 前項の事業については、長崎県内において行う。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

- 第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表1の財産は、この法人の基本 財産とする。
 - 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書

類(以下「事業計画書及び収支予算書等」という。)は、毎事業年度開始日の前日までに 理事長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを 変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度の開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を 作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類について は定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類に ついては、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監查報告
 - (2) 理事及び監事(以下「役員」という。)並びに評議員の名簿
 - (3) 役員等の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - 4 第1項及び第3項の書類については、毎事業年度の終了後3ケ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」 という。)施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公 益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(定数)

第10条 この法人に評議員3名以上9名以内を置く。

(選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
 - 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の 財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
 - へ ロからニに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一に する者
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

- 口 使用人
- ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を 除く。)
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項 に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人又は認可法人
- 3 評議員は、この法人の役員又は使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員に対して、各事業年度において総額が50万円を超えない範囲内で、評議員

会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬 並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構 成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

- 第15条 評議員会は次の事項について決議する。
 - (1) 役員の選任又は解任
 - (2) 役員及び評議員に対する報酬の支給の基準
 - (3) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受
 - (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。この場合理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知しなければならない。なお、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。
 - 2 理事長は、前項の書面による通知の発出に代えて、法令で定めるところにより、評議 員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、理 事長は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
 - 3 第1項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。この場合理事長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(議長及び定足数)

- 第18条 評議員会の議長は、評議員会において互選により定める。
 - 2 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

- 第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員 を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令等で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

- 第20条 理事が、評議員会の目的である事項につき提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
 - 2 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、 その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電 磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会へその事項の報告があったものと みなす。

(議事録)

- 第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議 事録に記名押印する。

第6章 役 員

(役員の設置)

- 第22条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事3名以上9名以内
 - (2) 監事 2 名以内
 - 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 前項の理事長をもって、法人法上の代表理事とする。

(役員の選任)

- 第23条 役員は、評議員会の決議によって選任する。
 - 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族(これらの者に準ずる ものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数が 理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。
 - 4 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の 理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で 定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事 についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- **第24条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。
 - 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を 執行する。
 - 3 理事長は、毎事業年度毎に 4 ケ月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の執行の状況を 理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び 財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評 議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残 任期間とする。
 - 4 役員は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- **第27条** 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬)

- **第28条** 役員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
 - 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬 並びに費用に関する規程による。

(責任の免除)

第29条 この法人は、法人法第198条において準用する同法第114条第1項の規定により、 役員が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合においては、役員が任務を怠った ことにより生じた損害賠償責任を、同法第113条第1項の規定により免除することがで きる額を限度として、理事会決議により免除することができる。

第7章 理事会

(構 成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。
 - (1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項等の決定
 - (2) 規定及び規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長の選定及び解職

(招集)

- 第32条 理事会は、理事長が招集する。ただし、法人法第93条第3項又は同法第101条 第3項に該当する場合は、この限りではない。
 - 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 理事会を招集する場合は、理事会の開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示した書面、又は電磁的方法により通知しなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(定足数及び議長)

- 第33条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催できない。
 - 2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

- 第35条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が当該提案について、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りではない。
 - 2 役員が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、そ の事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

- 第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長の選定を 行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

- 第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
 - 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(合併)

- 第38条 この法人は、評議員会において、議決について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。
 - 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁へ届け出なければならない。

(解 散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その 他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 40 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は佐世保市に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、 認定法第5条第17号に掲げる法人又は佐世保市に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

- **第42条** この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により委員会を設置することができる。
 - 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

- 第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
 - 2 事務局には、所要の職員を置く。
 - 3 職員は、理事長が任免又は委嘱する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

- 第44条 主たる事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
 - (1) 定款
 - (2) 役員及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書等
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監查報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
 - 2 前各項の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

第11章 公告の方法

- 第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。
 - 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、 官報に掲載する方法による。

第 12 章 補 則

(委 任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整 備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を 行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日と し、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は唐渡 辰彦とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

永元 太郎

白壁 俊六

水江 文香

山口 政則

川原 義晃

松永寿賀子

(別表1) 基本財産(公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの)

(第5条関係)

財産種別	場が物量等
金融資産	定期預金 3,000,724 円